

(仮称) 小田原市犯罪被害者等支援条例の制定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原市犯罪被害者等支援条例の制定
政策等の案の公表の日	令和6年12月13日(金)
意見提出期間	令和6年12月13日(金)から令和7年1月14日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、地域安全課窓口)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	11件(3人)
インターネット	2人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	1人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	5
C	今後の検討のために参考とするもの	3
D	その他(質問など)	3

〈具体的な内容〉

(1) 条例に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	犯罪被害者等基本法が施行されてから 20 年程度経過していますが、なぜこのタイミングで条例を制定するのか。	D	これまで犯罪被害者等支援は、県が中心となり実施されてきましたが、令和 4 年度以降、条例を制定し支援に取り組む市町が増えつつあります。本市では、令和 2 年に市議会が国に対し「犯罪被害者等支援の充実を求める意見書」を提出したことを契機に、支援のあり方について研究を進めてきましたが、令和 6 年 4 月に、国の有識者検討会において、県と市町村に期待される役割が明確化されたことから、県や他市町の状況、専門家等の意見等を踏まえて検討を重ね、条例制定の方針に至りました。
2	今回のパブリックコメントは条例を制定することについて、条例の骨子のみ提示しているが、実際の条例案が見えない状況で意味あるコメントはできない。条例案が完成してから改めてパブリックコメントを実施すべきと考える。	B	条例の骨子と題しましたが、各項目は、パブリックコメント実施時点での条例案の内容と同じものであり、読みやすさを考慮して文体等を編集したものとなっています。また、御意見にありました「被害者が創る条例研究会」の「市町村における犯罪被害者等基本条例案（第 6 版）」等を参考に、同研究会の会員（当事者）や支援に関わっている専門家等から御意見をいただき作成しています。今回のパブリックコメント結果を踏まえた条例案は、今後、市議会で審議いただく予定であり、再度のパブリックコメントは実施いたしません。
3	犯罪被害者等支援条例のスタンダードとなるべく「被害者が創る条例研究会」によって「市町村における犯罪被害者等基本条例案（第 5 版）」が公表されているが、今回の市の資料にある条例の骨子から判断すると、市の作成する条例は簡易なもののように思える。形式だけ、アリバイのためだけの条例作成では時	B	

	間と労力の無駄遣いで、犯罪被害者に対する支援や救済の実質が欠けると思われるため、実際の条例作成にあたっては上記の当事者の望む案を基に、加除や変更について理由付けを行うような丁寧な作業とその理由のパブリックコメントを通じた公表を希望する。		
4	小田原市がリーダーシップをとり県西地区が連合し、統一した犯罪被害者等支援条例が施行されること。	B	令和6年度から県が「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」を作成する等、県西地域のみならず県内市町村に対し、条例制定の推進を図っています。本市でも当該ガイドラインを参考に検討しています。
5	別紙「小田原市犯罪被害者等支援条例（私案）」を参考にされること。	C	今後の検討のために参考とします。

(2) 支援に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	条例を制定する前には市ではどのようなことを行っていたか。	D	犯罪被害者等からの相談に応じるほか、庁内関係課をはじめ、関係機関等を案内しています。
2	条例が制定されることで新たにどのようなことを行うのか。	D	次の支援を検討しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談及び情報の提供 ・家事、子育て等に要する費用の助成 ・転居に要する費用の助成 ・緊急避難場所の提供 ・支援金の支給 ・法律相談の実施 ・心理相談の実施

3	犯罪被害者等にもっと寄り添い、同行支援し不安を解消すること。	B	同行支援については、犯罪被害者等が必要とする手続き等の内容に応じて、本市と県が役割分担し、関係機関等と連携して実施します。
4	「意見等聴取制度」、「心情等聴取・伝達制度」と「被害者等通知制度」を支援すること。	B	犯罪被害者等に対し、当該制度に関する情報提供等を実施します。また、専門家による法律相談及び心理相談を実施し、犯罪被害者等を支援します。

(3) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	犯罪被害者等の人権擁護の観点から設置窓口を人権・男女共同参画課に設置すること。	C	今後の検討のために参考とします。
2	視点を犯罪被害者等にだけでなく、加害者側からも視点を向けること。	C	本条例は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としているため、加害者に関する記載はありません。